

# ○静岡県警察保護取扱いに関する訓令

(平成 19 年 7 月 17 日静岡県警察本部訓令第 32 号)

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号。以下「警職法」という。）第 3 条及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和 36 年法律第 103 号。以下「酩酊（めいてい）者規制法」という。）第 3 条の規定に基づく保護（以下「保護」という。）並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、その手続、方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(保護についての心構え)

第 2 条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見又は保護を要する者であるかどうか的確な判断に努めるとともに、保護に当たっては、誠意をもって対応し、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

(保護の責任)

- 第 3 条 署長は、保護について全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。
- 2 署の生活安全（刑事生活安全）課長（以下「保護主任者」という。）は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、被保護者を収容する部屋（以下「保護室」という。）その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への引渡し、関係機関への引継ぎ等保護の全般について、直接その責に任ずるものとする。
  - 3 保護主任者が退庁した場合その他不在の場合においては、静岡県警察の警察署当番に関する訓令（令和 5 年県本部訓令第 8 号）第 9 条に規定する警察署当番責任者又は署長があらかじめ指定した者が保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

## 第 2 章 保護

(保護の着手)

第 4 条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあった者が保護を要する者であると認めた場合においては、その者の状態に応じて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の措置を講じた場合において、その者の家族等への手配等の措置を必要と認めるときは、警察官は、直ちに保護主任者（保護主任者に代わってその職務を行う者を含む。以下同じ。）に報告し、その指揮を受けなければならない。

(保護の場所についての指示等)

第 5 条 保護主任者は、前条第 2 項の報告を受けたときは、保護された者（以下「被保護者」という。）の年齢、性別、健康状態、自殺のおそれの有無等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準とし

て、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示するなど保護のため必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 精神錯乱者 最寄りの精神科病院又は保護室
- (2) 泥酔者又は酩酊（めいてい）者 保護室
- (3) 迷い子 交番等その他適当な場所
- (4) 病人又は負傷者 最寄りの病院その他の医療施設（病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと明らかに認められる場合にあっては、保護室）
- (5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室  
（同行の留意事項等）

第6条 警察官は、保護に着手した場所（以下「保護の現場」という。）から前条の保護の場所まで被保護者を同行する場合は、次に掲げる事項により、適正な対応を期さなければならない。

- (1) 精神錯乱者、泥酔者又は酩酊（めいてい）者にあつては、必要に応じ、2人以上の対応とし、又は自動車を利用する等危害予防に留意すること。
- (2) 病人、負傷者等にあつては、自殺、自傷、病状悪化等に配慮すること。  
（被保護者の住所等の確認措置）

第7条 被保護者の家族等に通知してその引取り方について必要な手配をするに当たり、被保護者がその住所又は居所及び氏名を申し立てることができない場合、又は申し立てても確認することができない場合であつて、他に手配の方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、警察官が、保護主任者の指揮を受けた上、第5条の保護の場所において立会人を置き、必要な限度で、被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置をとることができるものとする。  
（保護情報の登録等）

第8条 警察官は、保護を要する者を保護したときは、相談業務・人身安全関連業務等システム（以下「システム」という。）に登録し、その状況を明らかにしておかなければならない。この場合においては、被保護者に関する情報の取扱いに注意するとともに、被保護者のプライバシーに配慮しなければならない。

2 保護主任者は、保護の取扱いについて、署長に報告しなければならない。  
（被保護者の観察の徹底）

第9条 警察官は、保護の現場において被保護者の観察を徹底し、その状況をシステムに入力しておかなければならない。

2 警察官は、前項の規定により、被保護者を観察した結果、呼び掛けに応じない等意識不明の状態である場合、擦過等明らかに軽微な負傷以外の身体的損傷が認められる場合その他早急に診断を要すると認められる場合は、速やかに医師の診断を受けさせるものとする。

(事故の防止)

第 10 条 警察官は、保護に当たっては、第 6 条に規定する同行の留意事項に加え、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないよう必要な措置をとるものとし、その状況をシステムに入力しなければならない。

(被保護者の行動の抑止)

第 11 条 被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため他に方法がないと認められるときは、警察官が真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段をとることができるものとする。この場合において、緊急を要する状態にあつて、報告するいとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けなければならない。

(危険物等の保管)

第 12 条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において、第 10 条に規定する事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、当該危険物を保管するものとする。この場合において、病人、負傷者等については、当該危険物を所持している被保護者の承諾を得て行うものとする。

2 前項の措置をとる場合において、被保護者に所持させておいては、紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品についても、同項の規定に準じて、努めて保管するものとする。

3 前 2 項の措置は、緊急を要する状態にあつて、報告するいとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けた上、第 5 条に規定する保護の場所において、立会人を置いて、行うものとする。

4 第 1 項又は第 2 項の規定により保管した危険物又は貴重品は、その取扱状況をシステムに入力することにより、その取扱いを明確にしておき、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解除する場合にあつては、その引取人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合にあつては、当該関係機関に引き継ぐものとする。

(危険防止等の措置)

第 13 条 精神錯乱者、泥酔者又は酩酊（めいてい）者を保護室において保護する場合において、当該被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にあり、真にやむを得ないと認められるときは、警察官は、保護主任者の指揮を受けた上、被保護者が保護室を離れないよう掛けがね等を使用することができるものとする。

(異状を発見した場合の措置)

第 14 条 警察官は、被保護者について異状を発見した場合において、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を經由して署長に報告しなければならない。

- 2 署長は、前項の報告を受けたときは、事案に応じて、速やかに調査、医療の措置、家族等への通知等必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の場合において、精神錯乱者、泥酔者又は酩酊（めいてい）者が保護の場所を離れたときは、署長は、その所在の発見に努めるとともに、なお保護を要する状態にないかどうかを確認しなければならない。また、迷い子、病人、負傷者等がほしのままに保護の場所を離れた場合であって、合理的に判断して、正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも同様とする。
- 4 第 2 項の場合において、被保護者の異状が死亡その他の重大な事故であったときは、署長は、その状況を速やかに本部長に報告するものとする。

(被保護者引渡し等の措置)

第 15 条 保護主任者は、引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、署長の指揮を受けた上、次に掲げる事項により、措置しなければならない。

- (1) 被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 19 条第 1 項、第 2 項又は第 6 項の規定による保護の実施機関たる知事若しくは市町長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。
  - (2) 被保護者が児童福祉法に規定する児童である場合には、前号に掲げる場合であっても、同法第 25 条第 1 項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。
- 2 保護主任者は、被保護者を家族等に引き渡した場合、関係機関に引き継いだ場合又は保護を解除した場合は、その取扱状況をシステムに入力しておかなければならない。

### 第 3 章 保護室

(保護室の設置等)

第 16 条 署には、被保護者の数、状況等を考慮して、所要の保護室を設置するものとする。

- 2 保護室には、被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておくものとする。
- 3 被保護者を保護室に収容した場合においては、保護主任者は、被保護者の数、状況等を総合的に判断し、所要の警察官を指定して、保護に当たらせなければならない。
- 4 前項により指定された警察官が勤務を交代する場合は、被保護者の性癖、動静等保護取扱い上注意すべき事項を確実に引き継がなければならない。

(保護室に関する特例措置)

第 17 条 署長は、保護に当たり、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、署内の休憩室、事務室その他被保護者を収容するのに適当と認められる施設を保護室に代用することができるものとする。

#### 第 4 章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第 18 条 保護主任者が、被保護者を 24 時間を超えて保護する必要を認めるときは、署長の指揮を受け、あらかじめ所轄簡易裁判所の裁判官に対し、警職法第 3 条第 3 項ただし書の規定による許可状を請求しなければならない。

(簡易裁判所への通知)

第 19 条 警職法第 3 条第 5 項又は酌酹（めいてい）者規制法第 3 条第 4 項の規定による所轄簡易裁判所への通知は、署長が、毎週金曜日までに、その前週の日曜日から土曜日までの間に保護した者を取りまとめて行うものとする。

(保健所長への通報)

第 20 条 署長は、被保護者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 23 条又は酌酹（めいてい）者規制法第 7 条に規定する者である場合には、保健所長に通報するものとする。

#### 第 5 章 児童の一時保護等

(児童の一時保護等)

第 21 条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるため、又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔であるなどの理由によりやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他同行し、又は引致すべき者等を保護室に一時収容するものとする。

(1) 児童福祉法第 33 条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合

(2) 少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 13 条第 2 項（同法第 26 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、同行状を執行する場合

(3) 少年法第 26 条第 1 項の規定により、家庭裁判所の決定を執行する場合

(4) 少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第 89 条第 2 項若しくは第 90 条第 5 項又は少年鑑別所法（平成 26 年法律第 59 号）第 78 条第 2 項若しくは第 79 条第 5 項の規定により、少年院又は少年鑑別所に収容すべき者を連れ戻す場合

(5) 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 63 条第 6 項の規定により、引致状による引致を行う場合

2 前項の場合においては、第 3 条、第 8 条から第 13 条まで、第 14 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに第 16 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用するものとする。

#### 第 6 章 雑則

(被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置)

第 22 条 警察官は、被保護者が少年であつて少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号）第 2 条第 6 号に規定する非行少年又は同条第 7 号に規定する不良行為少年であることが明らかとなつた場合においては、当該少年について、少年警察活動に関する訓令（平成 14 年県本部訓令第 25 号）で定める措置を講ずるものとする。

2 警察官は、被保護者が保護者に監護させることが不相当と認められる児童であることが明らかとなつた場合においては、児童福祉法第 25 条第 1 項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告するものとする。

（被保護者と犯罪の捜査等）

第 23 条 被保護者が罪を犯した者であること又は少年警察活動規則第 2 条第 4 号に定める触法少年若しくは同条第 5 号に定めるぐ犯少年であることが判明するに至つた場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。また、被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなつた場合においても、同様とする。

（留置規則等の準用）

第 24 条 保護室における保護については、保護の趣旨に反しない限り、被留置者の留置に関する規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 11 号）第 7 条（外傷等の記録）、第 11 条（留置主任官による指導監督。ただし、罪証隠滅に関するものを除く。）及び第 13 条（事故防止等。ただし、罪証隠滅に関するものを除く。）並びに静岡県警察留置管理に関する訓令（平成 19 年県本部訓令第 24 号）第 24 条（疾病及び外傷等の調査）、第 34 条（金品の検査及び保管）、第 46 条（保健衛生等）、第 47 条（給食。ただし、同条第 1 項の規定に限る。）、第 53 条（診療等）、第 55 条（感染症予防上の措置。ただし、同条第 2 号及び第 3 号に関するものを除く。）、第 69 条（災害時の避難及び解放。ただし、同条第 3 項の規定を除く。）及び第 71 条（留置施設の一斉点検）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「留置業務管理者」とあるのは「署長」と、「留置主任官」とあるのは「保護主任者」と、「留置担当官」及び「看守勤務の警察官」とあるのは「保護に当たる警察官」と、「女性の留置担当官又は女性処遇担当者」とあるのは「女性警察官」と、「被留置者」とあるのは「被保護者」と、「留置施設」とあるのは「保護室」と、「留置業務」とあるのは「保護業務」と、「留置施設内」とあるのは「保護室内」と、「留置」とあるのは「保護」と読み替えるものとする。

## 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

（既存訓令の廃止）

2 静岡県警察保護取扱規程（昭和 36 年県本部訓令第 19 号）は、廃止する。

附 則(平成 21 年 10 月 15 日県本部訓令第 50 号)

この訓令は、平成 21 年 10 月 15 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 11 日県本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 14 日県本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 17 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 5 日県本部訓令第 20 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 15 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 16 日県本部訓令第 15 号)

この訓令は、平成 27 年 9 月 16 日から施行する。

附 則(平成 28 年 10 月 25 日県本部訓令第 30 号)

この訓令は、平成 28 年 10 月 25 日から施行する。

附 則(令和 4 年 2 月 18 日県本部訓令第 4 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 30 日県本部訓令第 24 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 5 月 10 日県本部訓令第 13 号)

この訓令は、令和 6 年 5 月 10 日から施行する。